

(その1)

収 支 報 告 書

※該当箇所に☒すること

(ふりがな)

ぜいりしによるふなだはじめこうえんかい

1 政治団体の名称

税理士による船田元後援会

2 主たる事務所の所在地

〒320-0843 宇都宮市花園町15番地13号

3 代表者の氏名

森田佳延

4 会計責任者の氏名

山形順一

5 令和6年分

事務担当者の氏名 山形順一

(電話) 028-634-5507

事務担当者の氏名 森田善彦

(電話) 028-635-0955

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 船田元

公職の種類 衆議院議員

資金管理団体の指定の有無(12月31日又は解散時点)

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※

受付	6/4
審査	6/4
入力	7/15
修正	

番号 0760013

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

令和6年7月23日から
令和6年12月31日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額	300,000
(前 年 か ら の 繰 越 額)	
(本 年 の 収 入 額)	300,000
支 出 総 額	204,000
翌 年 へ の 繰 越 額	96,000

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	280,000
人 員	28 人

(2) 寄 附		
① 寄 附 (② を 除 く 。) の 区 分	金 額 (円)	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		
(うち 特 定 寄 附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	20,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	20,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
② 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (① + ②)	20,000	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額 (円)	年 月 日	住 所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備 考
こ の 頁 の 小 計		0	(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。		
そ の 他 の 寄 附	20,000				
合 計	20,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額 (円)	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費		
小 計	0	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	204,000	後援会活動
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	204,000	
合 計	204,000	(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組 織 活 動 費 (後 援 会 活 動)	
支 出 の 目 的	金 額 (円)	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
後援会懇親会	204,000	R6. 7. 23	(株)東武ホテルマネジメント	宇都宮市本町5-12	
こ の 頁 の 小 計	204,000	(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
そ の 他 の 支 出					
合 計	204,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 26 日

政治団体の名称 税理士による船田元後援会

会計責任者の氏名

山形 順一

代 表 者 の 氏 名 （代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）

- （注1） 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合には、この限りでない。
- （注2） 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合には、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年3月31日

税理士による船田元後援会

代表 森 田 佳 延 殿

登録政治資金監査人

條崎 幸司 

登録番号 第 243 号

研修修了年月日 平成20年12月18日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による船田元後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、税理士による船田元後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支

出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による船田元後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による船田元後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上